

使用料・手数料に関する基本指針

令和 7 年 3 月

阪南市

【 目 次 】

1. 使用料・手数料に関する基本指針の改訂に至った経過及び目的……………	1
2. 使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方……………	2
(1) 受益者負担の原則	
(2) 算定方法の明確化	
(3) 経費節減・サービス向上の取組	
(4) 定期的・継続的な見直しの実施	
3. 使用料・手数料について……………	3
(1) 使用料	
(2) 手数料	
(3) 見直しの対象とする使用料・手数料	
(4) 本指針に基づく見直しの対象外とする使用料・手数料	
4. 使用料・手数料の見直しに係る原価について ……………	5
(1) 対象とする経費の範囲	
(2) 按分について	
(3) 施設・事務類型の設定	
(4) 原価の算出方法	
5. 使用料・手数料の見直しに係る受益者負担について……………	8
(1) 施設・サービス使用料に係る性質別受益者負担割合の考え方	
(2) 手数料に係る受益者負担割合の考え方	
6. 使用料・手数料の見直し方法について……………	10
(1) 理論上の適正料金	
(2) 設定料金の調整	
7. 使用料・手数料の見直し実施について……………	11
(1) 見直しの対象	
(2) 見直しの間隔等	
(3) 激変緩和措置	
(4) 適切な準備と周知	
8. 使用料・手数料の減額・免除の取扱いについて……………	12
9. 本指針と公共料金等適正化審議会との関係について……………	12

1. 使用料・手数料に関する基本指針の改訂に至った経過及び目的

市が提供する公共施設の運営や証明発行等の行政サービス（以下「行政サービス」という。）については、これらの行政サービスを利用する人と利用しない人の均衡を鑑み、負担の公平性を確保する必要があることを踏まえ、本市では平成20年2月に「使用料・手数料に関する基本指針」を策定し、本指針に基づき、定期的に使用料・手数料の見直しを実施してきました。

これまでの使用料・手数料の見直しでは、行政サービスの提供に係る原価や利用状況に合わせて、個別に料金改定を行ってきましたが、行政サービスの形態が多様化する中で、原価の算出方法が複雑多岐となってきたことから、統一的な視点に基づくわかりやすい算出方法が求められています。併せて、本指針の策定からかなりの年月が経過し、社会情勢や市民の価値観、行政サービスの利用実態等の変化を踏まえた見直しが必要な状況となっています。

こうしたことから、令和3年9月に策定した「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」の取組項目に改めて「使用料・手数料の見直し」を位置付け、時代に即応した公平性と透明性を確保するため、今般「使用料・手数料に関する基本指針」を改訂し、本指針に基づく使用料・手数料の見直しを進め、業務の効率化等による経費の削減に努めるとともに、受益者負担の適正化、算出方法の明確化を図るものです。

2. 使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

行政サービスを提供するにあたっては、人件費や施設等の維持管理経費を要しており、それらの原価をすべて税金で賄うと、当該行政サービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになります。

このような特定の人に対する行政サービスの受益者には、応分の費用を負担していただくという考えを受益者負担の原則といい、この考え方を使用料・手数料の見直しに関する基本原則とします。

(2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づき、受益者に応分の負担を求めるためには、料金の算出方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

そこで、行政サービスの提供に係る原価を明らかにし、原価と受益者負担割合に基づく統一的な料金の算出方法を定め、受益者負担の明確化や透明性の向上に努めるとともに、市民の皆さんへの説明責任を果たします。

(3) 経費節減・サービス向上の取組

行政サービスの提供にあたっては、事務の効率化や適正な人員配置、効率的な業務委託、指定管理者制度の導入等を進めているところですが、行政サービスの提供に係る人件費や維持管理経費といった原価は、原価計算の基礎となることから、可能な限り業務の見直しや効率化により経費削減を図るとともに、サービス向上の取組により利用者の増加と収入増を図ります。

(4) 定期的・継続的な見直しの実施

適正な受益者負担を維持するため、使用料・手数料の見直しは定期的に行うとともに、複数年の実績を踏まえ改定することが望ましいと考えることから、原則として5年ごとに使用料・手数料の見直しを行います。

ただし、社会情勢に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合等は、5年の周期を待たずに適宜見直しを行います。

3. 使用料・手数料について

(1) 使用料

使用料（地方自治法第 225 条）は、行政財産又は公の施設の利用につき徴収するものをいい、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者の料金収入としている場合も含まれます。なお、使用料は、徴収を行う施設の設置条例等にその金額を規定しています。

使用料は、個人又は団体の施設の利用の対価として徴収するものと、土地や建物の貸付料のように徴収するものとに大別されます。前者には文化センターや体育館の使用料、後者には道路占用料や行政財産の目的外使用料があります。

(2) 手数料

手数料（地方自治法第 227 条）は、特定の者のためにする事務につき徴収するものをいいます。なお、阪南市手数料徴収条例に対象とする事務や金額を規定しています。

また、手数料の一部は、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められています。

【地方自治法】

第 225 条（使用料）

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 227 条（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(3) 見直しの対象とする使用料・手数料

すべての使用料・手数料について、原則として見直しの対象とし、新たに設定する使用料・手数料についても本指針に基づいて料金の検討を行います。

(4) 本指針に基づく見直しの対象外とする使用料・手数料

①政令に定めのあるもの

地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められている手数料については、特段の事情がない限り市が独自に設定することなく、政令に従うものとします。

【例】戸籍謄抄本交付手数料、自動車臨時運行許可手数料

②対象とすべき経費が存在しないもの

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料については、本来の施設提供の目的外利用である場合が多く、原価となるべき経費が存在しないことがあります。その場合、土地や建物の価値や市場における同種の取引の状況を参考にするなど、貸付料の算定方法に準じるように料金を設定することとします。

【例】道路占用料、公園使用料、行政財産目的外使用料

③公営企業に関するもの

地方公営企業である下水道事業会計や病院事業会計については、地方公営企業法の規定により公共性と経済性を発揮しながら独立した運営を求められていることから、長期的な管理運営・経営計画に基づき料金を設定することとします。

【例】下水道使用料、市民病院特別室・個室利用料

④別の基準により定められているもの

大阪府の条例に準拠して料金を設定しているものなど、別の基準により料金を定めているものについては、原価計算に基づく料金設定の対象外とします。

【例】屋外広告物許可手数料

⑤市が政策的な判断で行うもの

市の重点施策などに関わる使用料・手数料について、政策的な判断を必要とする場合は、原価計算に基づく料金設定の対象外とします。

【例】コンビニ交付手数料

4. 使用料・手数料の見直しに係る原価について

(1) 対象とする経費の範囲

行政サービスの提供に係る原価に含める経費は、人件費及び物件費とします。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理業務に係る経費を原価に含めます。

【原価に含める経費一覧】

人件費	報酬	人件費＝人件費単価×職員数 ・人件費単価は職員（正規・任期付・再任用）それぞれの平均給与額を用います。（退職手当は除く。） ・職員数は行政サービスの提供に直接従事する人員数を用います。 ・会計年度職員は行政サービスの提供に直接従事する人員数の実額を用います。
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	通信運搬費、保険料等
	委託料	施設の運営や維持管理に係る業務委託料
	使用料及び賃借料	機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	事務用機器、機械器具等備品の購入費
	その他	行政サービスの提供に係る経費
指定管理業務に係る経費		指定管理者が施設の管理運営のために支出した人件費、物件費等の総額（指定管理者から提出された事業報告書より抽出します。ただし、自主事業に要した経費は除く。）

※1 建設事業費や用地取得費等は、すべての市民に使用の機会を提供するための費用であり、市民全体の資産となることから原価に含めません。

※2 上記の対象経費に対し、国等の補助金等が充当されている場合は、その額を対象経費から除外します。

(2) 按分について

複数の施設や事務に係る経費を一括して外部委託している場合等は、それぞれの施設や事務の占める割合に応じ、適正に按分して各施設、各サービス単位で経費を算出します。

(3) 施設・事務類型の設定

各施設・サービスごとに原価計算を行います。煩雑さ回避や公平性の確保のため、統一を図る必要が認められる料金については、原則として、類型ごとに原価計算を行います。

(4) 原価の算出方法

①個人使用施設の原価

総合体育館個人使用や留守家庭児童会利用等、一定のスペースを不特定多数の人が共同使用する施設については、下記の算式により1人当たりの原価を算出します。なお、算出にあたっての年間利用者数は、直近3ヵ年の平均値とします。

《1人当たりの原価》

施設の原価（管理運営経費）※1 ÷ 年間使用者数（直近3ヵ年平均）

※1…各施設の原価については、共有部分に係る経費を差し引きます。また、総合体育館の原価については、施設全体の原価を利用人数に応じて個人使用施設の原価と貸室の原価に按分します。なお、管理運営経費は、直近の決算に基づく費用とします。

②貸面（屋外施設）の原価

グラウンド使用やテニスコート使用等、一定のスペースを占有して使用する施設については、下記の算式により1面当たりの原価を算出します。なお、実際の使用に沿った算出を行う観点から年間使用件数は、直近3ヵ年の平均値としますが、稼働可能枠数の60%を下限とします。

《1面当たりの原価》

施設の原価（管理運営経費）※2 ÷ 年間使用件数（直近3ヵ年平均）

※2…社会体育施設の原価については、共有部分に係る経費を差し引いた後、施設全体の原価を使用者数等に応じて各施設の原価に按分します。また、管理運営経費は、直近の決算に基づく費用とします。

③貸室（屋内施設）の原価

会議室使用等、屋内施設の一部を占有して使用する施設については、下記の算式により1室当たりの原価を算出します。なお、実際の使用に沿った算出を行う観点から稼働率（直近3ヵ年平均）を考慮しますが、社会体育施設については年間開館時間数の60%、その他の施設については年間開館時間数の50%を下限とします。

《1㎡当たりの年間原価》

施設全体の原価（管理運営経費）※3 ÷ 貸出総面積（㎡）

《1㎡当たりの時間原価》

1㎡当たりの年間原価 ÷ （年間開館時間数 × 稼働率（直近3ヵ年平均））

《1室当たりの原価》

1㎡当たりの時間原価 × 貸室等面積（㎡） × 使用時間

※3…各施設の原価については、共有部分に係る経費を差し引きます。また、総合体育館の原価については、施設全体の原価を利用人数等に応じて個人使用施設の原価と貸室の原価に按分します。なお、管理運営経費は、直近の決算に基づく費用とします。

④手数料の原価

証明書発行等の行政サービスの提供に係る手数料の原価は、下記の算式により1件当たりの原価を算出します。なお、算出にあたっての人件費・必要経費は、直近の決算に基づく費用とします。

《1人・1分当たりの原価》

実際に行政サービスの提供に携わった職員の人件費総額から算出

《1件の原価》

1人・1分あたりの人件費 × 処理時間 + 1件当たりの必要経費※4

※4…1件当たりの必要経費は、直近の決算に基づく費用とします。

⑤その他

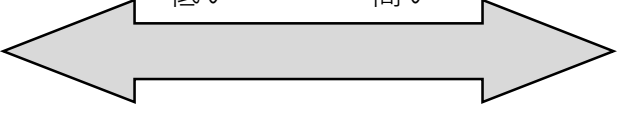
①・②・③・④のいずれにも適さない場合は、個別に算出方法を検討します。

5. 使用料・手数料の見直しに係る受益者負担について

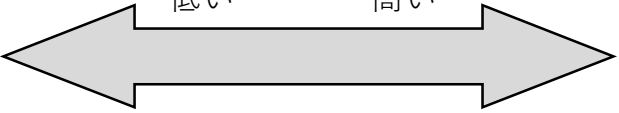
(1) 施設・サービス使用料に係る性質別受益者負担割合の考え方

施設・サービスの性質は、公益性の高い施設・サービスや、民間も運営している市場性の高い施設・サービス等、提供する行政サービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設・サービスの使用料を一律の受益者負担割合によって算定するのではなく、施設・サービスごとの行政サービスの内容について、「市場性があるか」、「必需（公益）性があるか」という2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定します。

【市場性（民間施設の代替性）による分類】

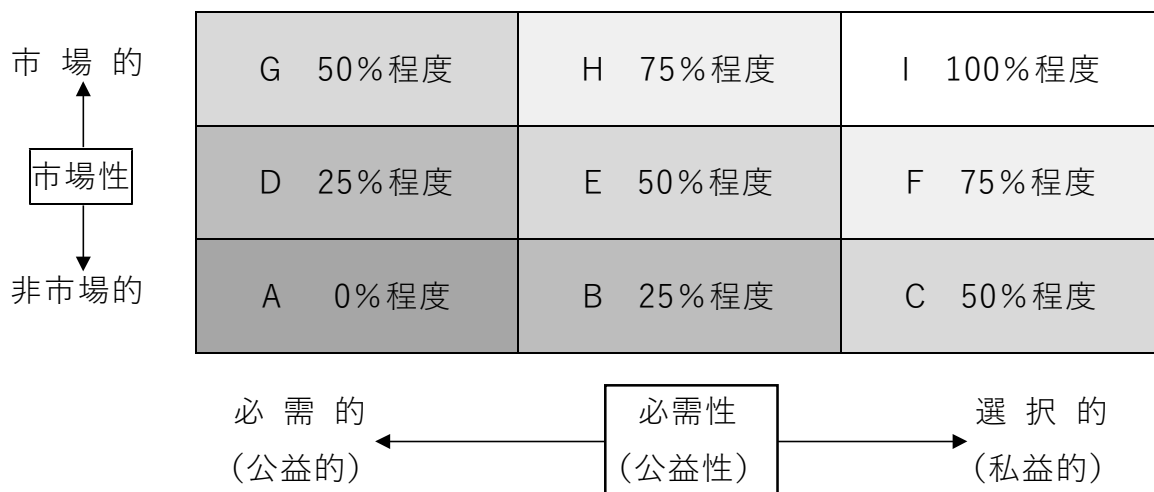
区 分	非市場的	市 場 的
性 質	・同種又は類似する行政サービスが、市域または周辺地域の民間で提供されていない（ほとんどない）施設・サービス ・ <u>民間において収益性が低い</u>施設・サービス	・同種又は類似する行政サービスが、市域または周辺地域の民間で提供されている施設・サービス ・ <u>民間において収益性が高い</u>施設・サービス
市場性	非市場的 低い  高い 市 場 的	

【市民生活における必需性による分類】

区 分	選 択 的（私 益 的）	必 需 的（公 益 的）
性 質	・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設・サービス ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設・サービス	・市民が日常生活を営む上で必要となる施設・サービス ・世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設・サービス ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設・サービス
必需性（公益性）	選 択 的 （私 益 的） 低い  高い 必 需 的 （公 益 的）	

【性質別分類による受益者負担割合】

市場性・公益性の分類に基づいて、施設ごとに下記 9 領域のいずれかに区分し、使用料に係る受益者負担の割合を設定します。



【主な施設・サービスの受益者負担割合】

施設名等	区分	受益者負担割合
文化センター	C	50%程度
総合体育館（団体使用）	C	50%程度
総合体育館（個人使用）	C	50%程度
中央運動広場・桑畑総合グラウンド	C	50%程度
市立テニスコート	F	75%程度
各公民館	D	25%程度
地域交流館	E	50%程度
テレワークステーション	C	50%程度
留守家庭児童会利用料	E	50%程度

(2) 手数料に係る受益者負担割合の考え方

手数料は、地方公共団体が特定の者のために行う役務に対して、その費用を賄うために徴収する料金であることから、原則として、その受益者負担割合は 100%とします。

6. 使用料・手数料の見直し方法について

(1) 理論上の適正料金

計算により得られた利用単位あたりの原価に受益者負担割合を乗じることで得られる金額を理論上の適正料金とします。

$$\text{理論上の適正料金} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 設定料金の調整

原価計算の算出後、受益者負担割合に当てはめることで求められた料金が理論上の適正料金であるものの、最終的に料金を決定するにあたっては、以下の事項についても考慮し、必要に応じて調整を図ります。

①民間事業者や近隣自治体の提供する類似サービスとの均衡

見直し後の使用料・手数料が著しく低額となり、民間事業者の営利事業を圧迫する場合や、近隣自治体の類似サービス・施設の料金と比較し大きな乖離が生じる場合

②施設の特性等

各施設の設置目的や管理運営についての考え方、施設の立地条件、規模、老朽度合い等を総合的に勘案する必要がある場合

③市外利用者の取扱い

公共施設は市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられていることから、市外利用者の取扱いとして、料金に差異を設ける場合

④土日祝（休日）及び夜間料金の設定

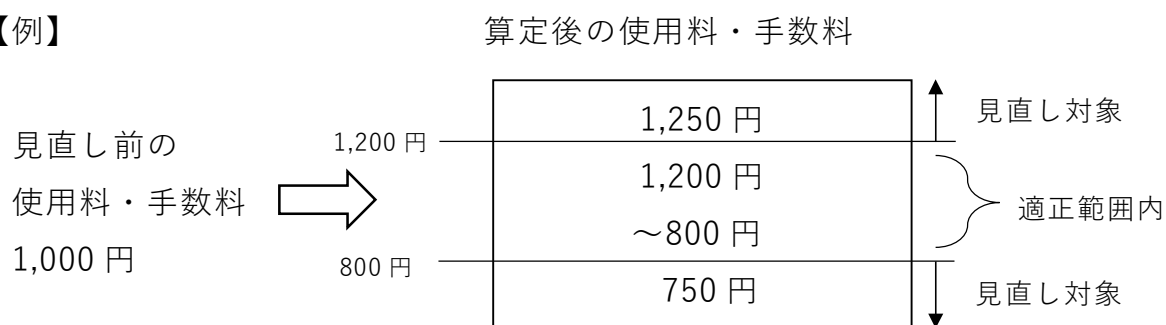
特定の曜日・時間帯において、利用頻度や経費（電気代等）に偏りがあり、料金に差異を設ける場合

7. 使用料・手数料の見直し実施について

(1) 見直しの対象

理論上の適正料金と現行の料金を比較し、概ね±20%以上の乖離が生じているものを見直しの対象とします。

【例】



(2) 見直しの間隔等

適正な受益者負担を維持するため、原則、5年毎かつ一斉に料金の見直しを行います。ただし、社会情勢に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合等は、5年の周期を待たず適宜見直しを行います。

(3) 激変緩和措置

見直し料金が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担増加と利用率の低下を防ぐため、現行料金の1.5倍を翌年度の見直し限度額とし、段階的な料金見直しを行います。ただし、近隣市町等と現行の乖離が大きい場合はその限りではありません。

(4) 適切な準備と周知

料金の見直しに際しては、事前の準備と周知を徹底し、円滑に見直しを実施されるよう万全を期すものとします。

8. 使用料・手数料の減額・免除の取扱いについて

公共施設の使用料に係る減免制度については、減免基準等の統一化・明確化を図ることにより、受益の負担と公平性を確保するため、令和4年8月に策定の「公共施設使用料減免ガイドライン」に基づき、今後に対応します。

また、公共施設の使用料を除くその他の使用料・手数料については、提供する行政サービスの性質に応じて、減額・免除制度を検討します。

9. 本指針と公共料金等適正化審議会との関係について

「使用料・手数料に関する基本指針」の策定から非常に長い年月が経過したことを踏まえ、本市では、社会情勢の変容をはじめ、市民の価値観や行政サービスの利用実態等の変化を考慮しつつ、現指針の改訂を行いました。

今回の改訂では、行政サービスの提供に係る原価について、今まで以上に統一かつ明確な算出方法を定めたほか、受益者負担割合の細分化や見直しの対象・間隔等をより一層具体化したところであり、今後は、改訂後の本指針に基づき、使用料・手数料を見直しすることで、使用料・手数料の改定に係る条例改正の議案上程においても、市民や市議会の皆さんに対し、十分な説明責任を果たせるものと考えています。

よって、今後の使用料・手数料の見直しについては、具体化された改訂後の本指針をもって適切に対応するとともに、市民生活に大きく影響を与える下水道料金の見直し、もしくは本指針のさらなる改訂（軽微な修正等は除く。）を行う際には、その都度、審議会を設置のうえ、市長の諮問に基づき調査・審議し、答申を行います。